

7 盛 水 建 号 外  
令和 7 年 7 月 9 日

見積参加希望業者 各位  
(盛岡市内に本社を有する「資材類」-「建設資材」の有資格者)

盛岡市上下水道事業管理者 長 澤 秀 則

### 随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として選定したので関係書類並びに盛岡市  
随意契約見積参加者心得(以下「心得」という。)を熟知のうえ見積されるよう通知します。

記

1 随意契約見積対象事項

- (1) 件名 スタンドパイプの購入
- (2) 品名・規格・数量等 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 盛岡市愛宕町 6 番 8 号 盛岡市上下水道局水道建設課

2 契約期間

(自) 契約締結日の翌日 (至) 令和 7 年 9 月 30 日

3 契約条項を示す場所

盛岡市愛宕町 6 番 8 号 盛岡市上下水道局水道建設課

4 見積書提出の場所及び日時

- (1) 日時 令和 7 年 7 月 23 日(水曜日) 9 時 00 分から 12 時 00 分まで
- (2) 場所 盛岡市上下水道局水道建設課 執行即時開封

5 見積書の提出方法

見積書は 4 (2) の場所に設置する見積箱に投函すること。  
郵便又は電話による見積は認めない。

6 契約書作成の要否

否

7 その他

(1) 見積回数

1 回限りとする。(但し、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。)

(2) 見積書

見積書は心得第 7 第 1 項によるものとし、一括総額 で作成すること。決定も 一括総額 とする。

なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する

額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 110分の100 に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 見積の無効

心得第9の規定に該当する見積。

(4) この見積に関する問い合わせ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和7年7月15日(火) 12時00分までに電子メール又は文書（ファックス可）により盛岡市上下水道局水道建設課あて提出すること。回答は、見積対象業者にファックスで令和7年7月17日（木）17時00分までに回答する。

盛岡市上下水道局水道建設課（〒020-0013盛岡市愛宕町6番8号）

Tel 019-623-1405、Fax 019-623-1410

電子メールアドレス [suidoukensetsu@city.morioka.iwate.jp](mailto:suidoukensetsu@city.morioka.iwate.jp)